

## 北見市住宅改修促進助成条例

### (目的)

第1条 この条例は、住宅の改修工事及び建築設備(以下「改修工事等」という。)に係る費用の一部を助成することにより、住宅の改修を促進し、安全・安心で快適な住環境の整備、並びに市内産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供する部分(以下「居住部分」という。)を有する建物をいう。ただし、居住部分と非居住部分とが結合されている建物については、そのうちの居住部分のみをいう。
- (2) 改修工事等 住宅の増築、改築、修繕及び模様替えのうち、別表に掲げる工事をいう。
- (3) 建築設備 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備をいう。
- (4) 市内建設業者 市内に事業所、営業所等を有し、建設業等を営む者で、本条例に基づき別に定める契約者の資格登録をしているものをいう。

### (助成の内容)

第3条 市長は、住宅の改修工事等にかかる費用の一部を助成するため、毎年度予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

### (補助金の交付対象となる改修工事等)

第4条 補助金の交付対象となる改修工事等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内建設業者が自ら行う改修工事等
- (2) 改修工事等に要する費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)が100万円以上のもの

2 前項第2号に規定する改修工事等に要する費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

